平成２７年（再イ）第９５号
大阪市鶴見区鶴見１丁目６番６－57号
再生債務者　西田　浩二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再イ）第２０号
大阪府南河内郡河南町さくら坂２丁目12番11号
再生債務者　青池　勝洋
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月16日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２６年（再イ）第２４号
山梨県笛吹市石和町広瀬764番地　ニュー石和ハイツ101号
再生債務者　今村　容子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月17日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（再イ）第９号
岐阜県高山市吹屋町87番地
再生債務者　中島　富男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月17日
岐阜地方裁判所高山支部再生係

平成２７年（再イ）第１９号
名古屋市西区栄生２丁目５番６号
再生債務者　小川塗装こと　小川　良造
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月16日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第４３号
名古屋市中川区南脇町１丁目８番地　グランソワール202号
再生債務者　新谷　正一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月16日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第１４号
京都府向日市寺戸町岸ノ下25番地の18
再生債務者　山崎ひろみ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月17日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２７年（再イ）第２２号
京都市南区八条源町46番地４
再生債務者　佐藤真紀子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月17日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２７年（再イ）第１号
福岡県大牟田市天領町１丁目202番地４
再生債務者　仲野　稔浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月17日
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（再イ）第６号
熊本市東区長嶺南４丁目９番88－305号　コアマンションネクステージ熊本東
再生債務者　森　　広之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月17日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（再イ）第４号
札幌市中央区南17条西12丁目１番37－202号
再生債務者　幸坂　　等
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月17日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第１号
山形県酒田市みずほ２丁目９番地の４
再生債務者　鈴木　正朗
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月17日　山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（再イ）第１５号
大阪府泉佐野市日根野2232番地の２
再生債務者　川邊　　剛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月17日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２７年（再イ）第８号
広島県東広島市八本松西６丁目12番25－201号　フォルトゥーナ
再生債務者　平尾　則子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月17日
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第２号
愛媛県八幡浜市若山２番耕地460番地24
再生債務者　岩見　英治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月17日　松山地方裁判所大洲支部

特定計量器型式承認

国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第12号
計量法（平成４年法律第51号）第89条第１項の規定に基づき、平成27年６月11日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成 27 年６月 30 日
国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長　中鉢　良治
1．承認番号　第D1510号
2．名称　METTLER TOLEDO AG
3．住所　Im Langacher 44, CH-8606 Greifensee Switzerland
4．特定計量器の種類　非自動はかり

国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第13号
計量法（平成４年法律第51号）第89条第１項の規定に基づき、平成27年６月11日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成 27 年６月 30 日
国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長　中鉢　良治
1．承認番号　第D1511号
2．名称　CAS (Zhejiang) Electronics Co., Ltd
3．住所　99# Changjiang Road Jiashan County Zhejiang Province China
4．特定計量器の種類　非自動はかり